



# 宮 崎 県 公 報

平成25年 6 月13日 (木曜日) 第 2496 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 ( “ ) 1
- 有害図書類の指定…………… (子ども家庭課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明  
について (2 件) …………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先  
人不明について (2 件) …………… ( “ ) 3
- 林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 4
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4

頁

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 5

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (5 件) …… (農村整備課) 6
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… ( “ ) 8
- 土地改良区の清算人の退任の届出…………… ( “ ) 8
- 県営土地改良事業計画の策定…………… ( “ ) 9
- 基本測量の実施の通知 (2 件) …………… (管理課) 9

### 労働委員会告示

- 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の  
認定…………… 9

## 告 示

### 宮崎県告示第 364号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
小 宮 憲 洋	社会医療法人泉和会千代田病院	日向市	循環器内科	平成25年 6 月 1 日
小 牧 聡 一	都城市郡医師会病院	都城市	循環器内科	平成25年 6 月 1 日
山 道 光 作	都城市郡医師会病院	都城市	形成外科	平成25年 6 月 1 日

北 村 英 嗣	都城市郡医師会病院	都城市	外科	平成25年 6 月 1 日
---------	-----------	-----	----	---------------

### 宮崎県告示第 365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ハートハンズ薬局	都城市	薬局	平成25年 6 月 1 日

### 宮崎県告示第 366号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第13条第 1 項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
25年-1	書籍	月刊ヤングチャンピオン烈 2013. No. 6 (平成25年 5 月21日発行・発売)	(株) 秋田書店	平成25年 5 月31日
25 - 2	書籍	コミックアムール 2013 6 月号 (2013年 6 月 1 日発行 (隔月 1 回 1 日発行) )	(株) サン出版	
25 - 3	書籍	愛の体験スペシャルDX 2013 6 月号 (2013年 4 月28日発行・発売 (偶数月28日発行・発売) )	株式会社 竹書房	

25 - 4	書籍	mini Berry vol.8 (2013年4月2日発売)	株式会社 秋水社
25 - 5	書籍	miniパラ 6月号 (2013年5月5日発行・発売 (奇数月5日発行・発売))	株式会社 竹書房
25 - 6	書籍	スイッチドール (2013年5月31日初版発行)	株式会社 芳文社
25 - 7	書籍	ノ・ゾ・キ・ア・ナ [シ・テ・ア・ゲ・ルゥ] (2013年5月7日初版第1刷発行)	株式会社 小学館
25 - 8	書籍	ヒミツの告白 ラブH体験談 (2012年5月31日初版第1刷発行)	株式会社 宙 (あおぞら) 出版
25 - 9	書籍	三上くんのおもちゃ (初版発行2013年4月15日)	(株) ジュネット
25 - 10	書籍	BOY'S ピアス禁断 6月号 (平成25年6月1日発行)	(株) ジュネット
25 - 11	書籍	裏ネタ J A C K 6月号 (2013年4月19日発売 (隔月19日発売))	株式会社ダイアプレス
25 - 12	書籍	実話ナックルズ 6月号 (2013年4月30日発売 (毎月30日発売))	ミリオン出版 (株)
25 - 13	書籍	裏仕事師 儲けのからくり (2012年10月4日初版第1刷)	株式会社 三オブックス
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 367号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成25年農林水産省告示第1330号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

都城市役所

山之内文次、上田勉、大福商事合名会社、明治不動産合名会社

三股町役場

奥幸子、株式会社総合農林、宮城栄治、持原和夫、時任二九男、上西正利、西三郎、西重成、西信一郎、谷口治光、谷川秋利、福元タケ子、野崎勝雄

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1330号によること。

宮崎県告示第 368号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成25年農林水産省告示第1329号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

延岡市役所

阿部文蔵、伊藤照吉、伊野喜久義、伊野兼松、伊野今朝之助、伊野忠明、井上仙蔵、稲田甚助、宇藤藤吉、益田宇佐治、塩月安治、塩月嘉三郎、塩月幸太郎、塩月市助、塩月小市、塩月平右エ門、塩月末松、塩月彌四郎、塩月彌七、奥橋長三郎、岡田梅吉、岡田利三郎、岡田與市、荻原ヨシエ、河野ミチ子、河野みどり、河野伊佐雄、河野益治、河野幾治、河野吉次郎、河野勲二、河野健一、河野兼松、河野源市、河野源次郎、河野幸三郎、河野今朝太郎、河野佐平、河野作平、河野三次郎、河野守恵、河野宗右エ門、河野秀雄、河野秋治、河野重太郎、河野清、河野千代吉、河野長四郎、河野都亀男、河野道雄、河野奈良三郎、河野兵三郎、河野芳吉、河野房吉、河野紋次郎、河野友治、河野雄司、垣内愛蔵、垣内伊勢松、垣内久、垣内君平、垣内新造、垣内甚五郎、菅野與四郎、吉崎角市、吉田安平、吉田虎吉、吉田春吉、吉田与惣松、宮田音八、宮田佐平、宮田和代助、橋井ダイ、玉田忠助、桑原儀助、戸田守三、戸高ステ、戸高金作、戸高財蔵、戸高太平、戸高長市、戸高藤吉、戸高藤七、戸高眞市、戸高賤蔵、御手洗佐平、御手洗與市、御手洗與平、御手洗徳治郎、工藤為之助、工藤喜平、工藤久七、工藤近三郎、工藤源三郎、工藤今朝夫、工藤鹿蔵、工藤春男、工藤初治、工藤清太郎、工藤善平、工藤代吉、工藤長五郎、工藤寅市、江田和雄、江藤重男、甲斐リト、甲斐郁夫、甲斐久雄、甲斐近市、甲斐実平、甲斐実弥、甲斐春元、甲斐彦市、甲斐芳雄、甲斐茂吉、甲斐與四郎、荒井キヨ、荒井善吉、荒井與平、高橋梧一、高橋寅助、高橋万治郎、黒田鶴吉、黒田勇、今津嘉七、今津孫三郎、今津徳三郎、佐々木主馬松、佐々木寅市、佐藤一夫、佐藤政市、佐藤利助、坂田勘吉、坂本栄四郎、三原セイ、三原ダイ、三原栄松、三原源四郎、三原今朝吉、三原三造、三原代六、三原藤松、三原用助、三原六平、三好俊秀、三山宗治、三山伝衛、山下善造、山下八十平、山下房治、山田フウ、山

田代松、山本伊次郎、山本岩吉、山本進、山本文七、山本與三郎、児玉一、児玉嘉吉、児玉忠藏、児玉與一、児山伝吉、児島磯次郎、児島時治、児島七之助、児島実、児島淳、児島助太郎、児島理市、柴勘五郎、芝崎栄一、芝崎治六、小島半藏、小野幸之助、小野甚九郎、小野善吉、小野十太郎、小野友吉、小林吉之助、小林新三郎、松下喜平、松下善七、松原藤市、松田勘平、松田浅次郎、松本達平、植杉正栄、植杉代吉、植田近治、森一夫、森鹿藏、森鹿造、森鹿藏、森昭一、森清六、森朝夫、森下卯之吉、申田源四郎、申田弥市、申田力治、水田市太郎、水木久男、水木二太郎、水木留吉、水浪徳雄、菅野サワ、菅野善藏、星川忠、盛田伊勢造、西井惣吉、西口勇松、西村角弥、西田弁平、西内儀十郎、西内民次郎、石川一寿、川口又吉、川崎新吉、川尻寅吉、川畑覚次郎、川畑覚二郎、川畑覺次郎、川畑覺二郎、川野スミエ、前田忠三郎、前田藤三郎、草野為吉、草野初治、草野新、草野國夫、草野爲吉、多田郡治郎、太田與七郎、大森忠義、太平伊勢松、大門慶次郎、滝口増藏、池田久平、中吉三次郎、中口嘉三治、中口新七、中西永藏、中西久吉、中西五平、中西孫三郎、中西友三郎、中川雪治、中村儀八、中村又治、中村和佐吉、中村傳治、中田宏、中田克躬、中田佐吉、中田千代藏、中田弥太郎、中内角市、中内喜八、中内忠次郎、中野関藏、中野茂太郎、猪股愛治、猪股希夫、猪股又一、猪股力、長瀬ヤス、長瀬市藏、長瀬又三郎、長野義夫、長野種臣、長野政雄、坪井榮二、天野吾市、天野誠吉、田口精吉、田中ソノ、田中フ子、田中寿二、田中庄吉、田中庄六、田中清次郎、田中清之助、田中藤四郎、田中文四郎、渡部角治、渡部浅吉、渡部茂三郎、土佐田善三郎、土佐田傳七、東田定松、藤沢一雄、内田喜市、日高国光、日高浅吉、日高国光、日高浅吉、日高貞次郎、梅田一夫、梅田作治、梅田弥七、萩原清市、畑野勲、繁田ツル、繁田藤七、浜川茂作、福浦喜太郎、福原治郎吉、福原庄吉、福原寅吉、福島五一、福島定藏、福島徳治、福良松三郎、平沢皆吉、片岡見記男、北林定助、北林類吉、牧野龍陽、堀口代吉、堀田新藏、堀田定五郎、木下伊三治、木下音吉、木下宮治、木下政市、木下長八郎、木下彦三郎、木下由香理、木原ヒサヨ、木原音吉、木原源四郎、木原光行、木原光治、木原主馬松、木原萬里、門口徳、矢倉今朝造、矢倉文吉、矢野ソノ、柳田喜平、柳田忠平、鈴山マキ、浪越今朝治、児玉伊助、児玉健治、児玉初五郎、児玉友吉、児玉萬治郎、児島磯次郎、児島時治、児島七之助、児島淳、児島助太郎、児島友記、児島理市、児島實、児嶋房子、圖師満四郎、濱田東海雄、濱田孫治郎、高橋フキ、高橋金治、高橋源之助、高橋政市、高森高吉、高須岩吉、高須千吉

## 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1329号によること。

### 宮崎県告示第 369号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成25年宮崎県告示第224号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
都城市役所

海江田鈴雄、荒場清信、黒木玉雄、山田昌生、杉本チヨ、前畑正朗、増田新吉、村上まゆみ、大岐カノ、大山九平、釘田源兵衛、田平政己、飯田留男、片平計佐明、有馬愛之助、和田光義

- 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年宮崎県告示第224号によること。

### 宮崎県告示第 370号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成25年宮崎県告示第223号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
延岡市役所

阿部今朝市、阿部茂、伊藤キヌエ、伊藤タツ、伊藤ハツエ、伊藤覚美、伊藤義男、伊藤金丸、伊藤銀次、伊藤幸男、伊藤勝義、井元博己、井本アキエ、井本タマ、井本映、井本大夫、井本鶴江、井本博己、井本八三郎、井本豊、横山常夫、岡本清明、岡本邦子、加藤タケ、加藤フサエ、加藤勝吉、加藤信義、加藤豊四郎、河原敏雄、河野乙若、河野元太郎、河野虎三郎、河野時治、河野清兵衛、河野波治、河野末吉、河野茂夫、樫村三之助、樫村留吉、樫村林治、丸山之宏、岩佐栄三郎、岩佐兼治、岩佐今朝治、岩佐今朝松、岩佐常右衛門、岩佐常太郎、岩佐政吉、岩佐年松、岩佐留吉、岩佐和吉、亀井亀鶴、吉田ナミ、吉田ヨシ子、吉田喜義、吉田九州男、吉田健治、吉田孝行、吉田行、吉田秀行、吉田昭生、吉田盛義、吉田美知夫、久保永吉、宮脇匠、原田久平、原田金藏、原田勝、原田茂作、古沢貞美、戸高喜右衛門、戸上夏治、戸上勘吉、戸上土五郎、工藤公洋、工藤高遠、甲斐育朗、甲斐一政、甲斐照国、甲斐繁行、甲斐雄三、高山盛茂、高山辰剛、高山武、高野浩二、黒木刃之助、黒木キクエ、黒木伊之吉、黒木音吉、黒木才吉、黒木勝則、黒木正直、黒木千治、黒木敏男、黒木柳吉、黒木畝夫、佐藤ヨシエ、佐藤好一、佐藤清志、佐藤鎮雄、佐野長生、山口今朝市、山口留吉、山口龍次郎、山名浩二、市ノ瀬善美枝、市ノ瀬長次郎、児玉静夫、児玉猪三郎、児玉貞次郎、児玉福太郎、児玉静夫、治久丸高造、治久丸国治、治久丸博彦、柴田太助、小西虎吉、小谷菊治、小谷保三郎、小谷萬三郎、小田軍太郎、小田徳右衛門、小田勇四郎、小野サツキ、小野喜五郎、小野義次郎、小野弘、小野荒志、小野重信、小野純一、小野初幸、小野村喜、小野定男、小野藤夫、小野保三郎、小野房吉、小野夕子、小野傳三郎、小野傳助、松崎重徳、松谷善一、松田三治、植田小三郎、森辰彦、深田昇、深田常義、須藤マツエ、須藤君子、須藤秀義、須藤甚太郎、須藤大市、須藤勉、杉野寛樹、杉野三郎

兵衛、杉野新市、杉野正、西田留吉、石本愛次郎、石本仁助、赤城文治郎、赤城文男、浅井虎雄、増田三代治、増田傳八、大野一二、大野泰吉、谷口万之助、池上信夫、池上武博、池田一夫、池田弘、池田今朝秋、池田作治、池田鉄道、池田繁、池田富士男、中井平一郎、中田久次郎、長堀数夫、長堀數夫、鶴野源治、天満神社、田中耕野助、田中日出夫、田野平八、渡部孝男、渡部六助、島田敬子、藤野安治、藤野久吉、藤野玉夫、藤野豊治、白川茂規、富高悦弘、平田勘治、平田三治、平田梅三郎、平田八郎、平野政春、平野藤太郎、平野弥市、米田正志、米田諭、片岡武、北畠金治、目黒克彦、野田角治、矢野ナツ、矢野輝正、矢野輝雄、矢野高泰、矢野俊雄、矢野盛幸、矢野八郎、矢野兵次郎、矢野平一、矢野傳吉、廣瀬一夫、廣瀬元太郎、澤邊マキ

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年宮崎県告示第 223号によること。

宮崎県告示第 371号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1294	株式会社 総合農林 代表取締役 佐藤 浩行 東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	株式会社 総合農林宮崎事務所 宮崎県北諸県郡三股町大字長田5423番地3

宮崎県告示第 372号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月13日から平成25年 6 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字北牛牧7600番1地先から同郡同町同大字字	旧	6.8 ~ 18.0	440.0
				新	9.0 ~ 18.8	440.0

			大戸ノ口78 19番6地先 まで			
--	--	--	------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 373号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 6 月13日から平成25年 6 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字北牛牧7600番1地先から同郡同町同大字字大戸ノ口7819番6地先まで	平成25年 6 月13日

宮崎県告示第 374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	西谷川	03-207-1-040	土 石 流
	山ノ神川3	03-207-1-041	土 石 流
	山ノ神川2	03-207-1-042	土 石 流
	山ノ神川1	03-207-1-043	土 石 流
	迫の字土谷川左第一	03-207-1-044	土 石 流
	迫の字土谷川	03-207-1-045	土 石 流
	田中谷川	03-207-1-049	土 石 流

				平成25年6月13日			
				宮崎県知事 河野俊嗣			
宮原川 2	03-207-1-053	土 石 流		市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮原川 1	03-207-1-054	土 石 流		串間市	西谷川	03-207-1-040	土 石 流
高田谷川	03-207-2-041	土 石 流			田中谷川	03-207-1-049	土 石 流
黒井谷川	03-207-2-042	土 石 流			宮原川 2	03-207-1-053	土 石 流
黒井 2	I-1-0477	急傾斜地の崩壊			高田谷川	03-207-2-041	土 石 流
西谷 1	I-1-0478	急傾斜地の崩壊			黒井谷川	03-207-2-042	土 石 流
西谷 2	I-1-0479	急傾斜地の崩壊			黒井 2	I-1-0477	急傾斜地の崩壊
中尾	I-1-0480	急傾斜地の崩壊			西谷 1	I-1-0478	急傾斜地の崩壊
立宇津	I-1-0481	急傾斜地の崩壊			西谷 2	I-1-0479	急傾斜地の崩壊
蔵ノ脇	I-1-0482	急傾斜地の崩壊			中尾	I-1-0480	急傾斜地の崩壊
迫南	I-1-0483	急傾斜地の崩壊			立宇津	I-1-0481	急傾斜地の崩壊
上東	I-1-0489	急傾斜地の崩壊			蔵ノ脇	I-1-0482	急傾斜地の崩壊
寺迫	I-1-0491	急傾斜地の崩壊			迫南	I-1-0483	急傾斜地の崩壊
宮原 2	I-1-0492	急傾斜地の崩壊			上東	I-1-0489	急傾斜地の崩壊
宮原	I-1-0493	急傾斜地の崩壊			寺迫	I-1-0491	急傾斜地の崩壊
迫北	I-2-0036	急傾斜地の崩壊			宮原 2	I-1-0492	急傾斜地の崩壊
宮原 3	II-1-4650	急傾斜地の崩壊			宮原	I-1-0493	急傾斜地の崩壊
宮原 4	II-1-4651	急傾斜地の崩壊			迫北	I-2-0036	急傾斜地の崩壊
下迫	II-1-4652	急傾斜地の崩壊			宮原 3	II-1-4650	急傾斜地の崩壊
迫 - 1	II-1-4653	急傾斜地の崩壊			宮原 4	II-1-4651	急傾斜地の崩壊
黒井 3	II-1-4655	急傾斜地の崩壊			下迫	II-1-4652	急傾斜地の崩壊
黒井 1	II-1-0476	急傾斜地の崩壊		迫 - 1	II-1-4653	急傾斜地の崩壊	
					黒井 3	II-1-4655	急傾斜地の崩壊
					黒井 1	II-1-0476	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 375号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	志 戸 幸 紘	都城市高崎町縄瀬4069番地 4
副理事長	下小牧 順 一	都城市高崎町縄瀬4319番地16
会計担当 理 事	名頭園 好	都城市高崎町縄瀬4037番地 2
理 事	内 村 耕 一	都城市高崎町縄瀬4078番地 1
理 事	黒 木 照 廣	都城市高崎町縄瀬4418番地
理 事	領 家 秀 光	都城市高崎町縄瀬4375番地27
理 事	久 松 徳 男	都城市高崎町縄瀬4356番地
理 事	四 位 光 義	都城市高崎町大牟田5738番地
総括監事	五位塚 清 一	都城市高崎町縄瀬4042番地 2
監 事	領 家 実 男	都城市高崎町縄瀬4375番地 1
監 事	鍋 西 え み	都城市高崎町大牟田1649番地14

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	中 村 榮 一	都城市高崎町縄瀬4302番地18
副理事長	蔵 元 操	都城市高崎町縄瀬4064番地 5
会計担当 理 事	東 義 則	都城市高崎町江平2365番地
理 事	内 村 忠 行	都城市高崎町縄瀬4078番地 7
理 事	黒 木 照 廣	都城市高崎町縄瀬4418番地
理 事	川 畑 誠一郎	都城市高崎町縄瀬2816番地 7
理 事	田 平 政 男	都城市高崎町縄瀬4676番地 8

理 事	永 友 悟	都城市高崎町縄瀬4806番地口
理 事	池 田 孝 行	都城市高崎町江平1395番地
総括監事	五位塚 清 一	都城市高崎町縄瀬4042番地 2
監 事	東 實 親	都城市高崎町江平1333番地 1
監 事	田 原 修	都城市高崎町縄瀬4306番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上下水流域土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 代 良 人	都城市下水流町 360番地 1
理 事	二 見 徹	都城市上下水流町1199番地10
理 事	徳 満 操	都城市下水流町3236番地
理 事	倉 盛 貢	都城市上水流町 991番地 1
理 事	田之上 健	都城市上水流町1185番地 2
理 事	長 友 昭 治	都城市上下水流町1209番地
理 事	中 島 順 一	都城市上下水流町2266番地 2
理 事	新 地 英 雄	都城市下水流町3095番地 1
理 事	今 村 国 勝	都城市下水流町3006番地 2
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地 2
監 事	穂之上 満	都城市下水流町 366番地
監 事	平 原 国 男	都城市下水流町 387番地 5
監 事	上 野 信 一	都城市上水流町1058番地 1

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	穂之上 満	都城市下水流町 366番地

理 事	田 代 良 人	都城市下水流町 360番地 1
理 事	内 村 文 敏	都城市下水流町3064番地 3
理 事	徳 満 操	都城市下水流町3236番地
理 事	仮 屋 哲 郎	都城市下水流町3201番地 4
理 事	大 石 長 正	都城市上水流町1161番地 1
理 事	村 岡 亘	都城市上水流町1174番地 4
理 事	築 地 明 夫	都城市上水流町1196番地 2
理 事	倉 盛 貢	都城市上水流町 991番地 1
理 事	田之上 健	都城市上水流町1185番地 2
監 事	平 原 国 男	都城市下水流町 387番地 5
監 事	丸 山 淳 一	都城市下水流町3242番地 1
監 事	上 野 信 一	都城市上水流町1058番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上長飯土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	坂 元 健治郎	都城市下長飯町 752番地
理 事	鈴 木 直 信	都城市上長飯町 198番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	高 野 純 男	都城市早鈴町1600番地 2
理 事	堀 川 秀 一	都城市上長飯町 268番地
理 事	坂 口 司	都城市上長飯町 141番地 2
理 事	鬼 束 巖	都城市安久町6030番地 4
理 事	田 中 静 夫	都城市豊満町2335番地 1
理 事	藤 野 義 光	都城市妻ヶ丘町48番地 3

監 事	田 中 高 陽	都城市都島町 210番地32
監 事	津 曲 勝 志	都城市上長飯町 214番地

（任期：平成29年 2月18日まで）

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	吉 田 満 秋	都城市東町12街区26号
理 事	鈴 木 直 信	都城市上長飯町 198番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	林 義 照	都城市上長飯町 124番地 1
理 事	有 川 義 臣	都城市上長飯町2428番地 3
理 事	坂 元 健治郎	都城市下長飯町 752番地
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	高 野 純 男	都城市早鈴町1600番地 2
理 事	田 中 皆 夫	都城市豊満町1632番地 9
理 事	川 崎 武 則	都城市安久町6079番地
監 事	田 中 高 陽	都城市都島町 210番地32
監 事	坂 元 勝 也	都城市東町10街区23号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 孝	日南市南郷町津屋野 529
理 事	上 村 知 己	日南市南郷町谷之口3134- 1
理 事	河 野 繁 一	日南市南郷町中村甲2338
理 事	河 野 保 重	日南市南郷町中村乙2939
理 事	中 川 保 夫	日南市南郷町脇本4234- 3
理 事	古 沢 浩 一	日南市南郷町脇本1196

理 事	大 平 宏	日南市南郷町潟上1057- 7
理 事	吉 倉 幸 博	日南市南郷町潟上 10135- 2
監 事	日 高 照 之	日南市南郷町中村甲1379
監 事	沼 村 國 勝	日南市南郷町中村乙6441
監 事	柿 本 久 雄	日南市南郷町潟上 10294- 1

（任期：平成29年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 孝	日南市南郷町津屋野 529
理 事	上 村 知 己	日南市南郷町谷之口3134- 1
理 事	河 野 昇	日南市南郷町中村甲2327
理 事	作 本 宣 道	日南市南郷町中村乙7051- 255
理 事	中 川 保 夫	日南市南郷町脇本4234- 3
理 事	河 野 政 信	日南市南郷町潟上1846
理 事	大 平 宏	日南市南郷町潟上1057- 7
理 事	吉 倉 幸 博	日南市南郷町潟上 10135- 2
監 事	日 高 照 之	日南市南郷町中村甲1379
監 事	沼 村 國 勝	日南市南郷町中村乙6441
監 事	柿 本 久 雄	日南市南郷町潟上 10294- 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小又川土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 捷 生	高千穂町大字上野4728番地
理 事	馬 原 信 泰	高千穂町大字上野 277番地
理 事	坂 本 文 雄	高千穂町大字上野 242番地

理 事	松 川 智 年	高千穂町大字上野5037番地
理 事	馬 原 豊 幸	高千穂町大字上野4985番地
監 事	佐 藤 哲 士	高千穂町大字上野4726番地
監 事	工 藤 秀 雄	高千穂町大字上野4879番地

（任期：平成29年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 捷 生	高千穂町大字上野4728番地
理 事	馬 原 信 泰	高千穂町大字上野 277番地
理 事	馬 原 実之進	高千穂町大字上野4929番地
理 事	坂 本 文 雄	高千穂町大字上野 242番地
理 事	松 川 智 年	高千穂町大字上野5037番地
監 事	佐 藤 哲 士	高千穂町大字上野4726番地
監 事	工 藤 秀 雄	高千穂町大字上野4879番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	野 村 俊 広	都城市高木町4230番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、多良田土地改良区（延岡市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
治久丸 弘	延岡市北川町川内名4351番地
治久丸 新一	延岡市北川町川内名4333番地
小 野 恒 雄	延岡市北川町川内名3257番地



杉 野 久 光 延岡市北川町川内名4405番地

治久丸 惣一郎 延岡市北川町川内名4392番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、宮ノ原第 2 地区県営土地改良事業（三股町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年 6 月13日から平成25年 7 月11日まで

3 縦覧場所

三股町役場産業振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業地域

県内全域

3 作業期間

平成25年 6 月28日から平成26年 3 月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年 6 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（基準点測量）

2 作業地域

串間市、えびの市、東臼杵郡美郷町

3 作業期間

平成25年 7 月25日から平成26年 1 月14日まで

## 労働委員会告示

### 宮崎県労働委員会告示第 2 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第 289号）第 5 条第 2 項の規定により、宮崎市が経営する地方公営企業に勤務する職員のうち労働組合法（昭和24年法律第 174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、宮崎市上下水道局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項に基づく労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定（平成17年宮崎県労働委員会告示第 6 号）は、廃止する。

平成25年 6 月13日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

1 地方公営企業等の名称

宮崎市上下水道局

2 労働組合の名称又は表示

全水道宮崎水道労働組合

3 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所	職 名
上下水道局	部長 課長（浄水課長、下水道施設課長を除く。） 営業所統括監 総務課課長補佐 総務課職員係長 総務課職員係員（労務担当主任責任者 1 名）
富吉浄水場	浄水課長
宮崎処理場	下水道施設課長

4 認定年月日

平成25年 5 月20日

--	--